

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

令和5年9月12日から令和6年3月22日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部保育課

(2) 対象事項

以下の民間保育園に対する令和4年度民間保育所等運営費（人件費・管理費・給食費）補助金（給食費軽減対策支援金を含む）、民間保育所等運営費（整備費）補助金、民間教育・保育施設園庭芝生化事業費補助金、保育体制強化事業費補助金、民間保育所等保育補助者雇上強化事業費補助金、保育対策総合支援事業費補助金、保育所等におけるICT化推進事業費補助金、保育対策等促進事業費補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金

- ・社会福祉法人 そらかぜ 平坂保育園
- ・社会福祉法人 せんねん村 KIRARA 保育園
- ・学校法人 大和学園 福地北部保育園

3 監査の方法

補助金を交付している所管部局の関係書類に基づき、補助金交付事務が適切に処理されているか審査するとともに、当該財政援助団体の関係諸帳簿を検査し、補助金が交付目的に沿って適正に使用されているか、適正な算出方法により補助金が交付されているかについて所管部局職員及び当該財政援助団体等職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金

正規職員及び臨時職員の給与等について、数値の記載誤りがあったほか、市の基準の適用を誤り、補助対象経費として認められる金額を超過して実績報告しているものがあった。

また、実績報告に係る積算の根拠となる資料が提出されておらず、係数の確認ができないものがあった。

補助金額は市の基準により算定した人件費等が上限となるため、過支給分の補助金に

については返還等の措置を取るとともに、保育園への適正な実績報告の指導や補助金額算出の確認に努められたい。

- (2) 民間保育所等運営費（整備費）補助金
なし
- (3) 民間教育・保育施設園庭芝生化事業費補助金
なし
- (4) 保育体制強化事業費補助金
なし
- (5) 民間保育所等保育補助者雇上強化事業費補助金
なし
- (6) 保育対策総合支援事業費補助金
なし
- (7) 保育所等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金
なし
- (8) 保育対策等促進事業費補助金
なし
- (9) 保育士等処遇改善臨時特例交付金
なし

5 西 監 第 37-14 号

令 和 6 年 3 月 29 日

西尾市長 中村 健 様

西尾市監査委員 糟 谷 修

西尾市監査委員 松 崎 隆 治

財政援助団体等監査結果に係る勧告書

令和5年9月12日から令和6年3月22日までの間に実施した民間保育園に係る財政援助団体等監査の結果、特に措置を講ずる必要があると認められる事項がありましたので、地方自治法第199条第11項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、同条第15項の規定に基づき、当該勧告に対する必要な措置及び再発防止策に係る検討結果について、令和6年6月28日（金）までに監査委員に通知願います。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認められる事項

令和4年度平坂保育園に対し支出した民間保育所運営費（人件費・管理費・給食費）補助金について、正規職員及び臨時職員の給与等に、数値の記載誤りのほか、市基準の適用誤りがあり、補助対象経費として認められる金額を超過した実績報告に基づいた額を支出していたことから、返還金が生じると認められる。

2 勧告の内容

令和4年度に平坂保育園に対し支出した補助金について、事実認定を行い返還額を確定させ、西尾市へ返還するよう求めることを勧告する。